

令和6年度 担い手確保・経営強化支援事業 (地域農業構造転換支援対策)

～ 追加要望調査を開始します ～

要望調査期間： 令和7年9月18日～令和7年10月16日

(※要望調査期間経過後も、可能な限り、随時、要望は受け付けています。)

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入等を支援するとともに、令和7年度においても、地域計画の早期実現に向け、農地の引受け力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。



令和7年9月

東松島市農林水産課農業政策係 問い合わせ先 0225-82-1111

はじめに

地域農業構造転換支援対策

「地域計画の早期実現を図るため、農地引受力の向上を図る際に必要な

- ① 農業用機械・施設等の導入等…「購入※」
- ② 農業用機械のリース導入…「リース導入」

を行う助成対象者に対して、市町村が助成する事業」に要する経費を、国が都道府県を通じて補助するものです。

※ この～要望調査の実施に当たって～においては、地域農業構造転換対策のうち農業用機械のリース導入以外を「購入」としています。

助成対象者は、**購入もしくはリース導入の1つしか事業を実施できません**。また、本対策は融資の活用が要件となっ
ていません。

リース導入は、農業用機械
に限ります（**施設のリース導
入はできません**。）。



Ⅲ 地域農業構造転換支援対策の事業要件等

1 事業実施地区

事業実施地区は、地域計画が策定されている地域であって、地域計画の担い手に対する農用地の集積に関する目標の「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）が以下の要件を満たすものである必要があります。

（地域計画を策定していない地域にあつては、令和7年度中（担い手支援計画の承認年度）に策定が確実であると認められる必要があります。）

- （1）目標集積率が現状の集積率を下回らないこと。
- （2）目標集積率が6割以上であること。ただし、都府県の中山間地域※である場合には、5割以上であること。

※ 農業地域類型は、統計情報の農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改訂）の市町村単位としてください。
ただし、市町村基本構想を鑑みて地域の実情に即していないと市町村が判断する場合は、農業地域類型における旧市町村を単位とすることができます。その際に、複数類型が存在する場合は、当該地域計画の区域における主たる（面積が一番大きい）地域類型としてください。

2 優先枠

なお、1の事業実施地区のうち以下の要件を満たす地域計画（将来像が明確化された地域計画）が策定されている地域については、優先採択枠を設けて支援します。

なお、詳細は **32** ページをご確認ください。

3 助成対象者

リース導入は、共同申請者である
リース事業者に助成金が支払われます。



助成対象者は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、市町村が認める者です。ただし、リース導入の場合はこれらの者とリース事業者が共同申請し、リース事業者に助成金が支払われることになります。

※ 過去に本事業及び類似事業（農地利用効率化等支援交付金等）を実施した者は、原則として目標年度に成果目標の達成（必須目標以外は概ね達成）、又は目標年度の次年度以降に成果目標の概ね達成が確認されており、特段の事情なく、現状値が過去の事業の実績を下回っていない等、過去の事業との整合が図られている場合に支援の対象となります。

なお、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回ることが確実にであると認められる場合は、この限りではありません。また、目標年度の翌年度以降であって、地域農業構造転換支援対策で新たに設定する必須目標を達成すると認められる場合も、同様にこの限りではありません。

4 対象となる事業内容等

- (1) 助成の対象となる事業内容は、地域計画の早期実現を後押しするため、地域農業の維持・発展に必要な担い手の農地引受力の向上を図る取組となります。
また、当該取組に融資の活用は要件となっておりません。

- (2) 助成の対象となる取組は次のもので、農産物の販売に必要な機械等は対象となりません。

- ① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得
 - ② 農地等の改良又は造成
 - ③ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械の導入
- …「購入」
…「リース導入」

※ 中古農業用機械をリース導入する場合は、リース期間以上使用できるものとしてください。

- (3) 農業用機械をリース導入する場合は、以下に留意してください。

- ・ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内
- ・ リース期間終了後に相当程度経営面積を拡大（成果目標から更に地区内で経営面積3割又は10ha以上拡大）する目標が地域計画等で確認できること

本対策のリースは、いわゆるファイナンシャルリースと言われる全額支払いの形態に限りません。法定耐用年数に対し使用期間分の価格を支払う残価設定型のリース形態も対象となります。



リース導入する場合は、将来的に成果目標（後述）から更に規模拡大（地区内で経営面積3割又は10ha以上）することが地域計画等で確認する必要があります。

5 配分上限額等

本対策の配分上限は、法人であるか否かを問わず1,500万円（市町村が認める者は100万円）です。
また、補助率は以下のとおりです。

- ・「購入」： 3／10（上限）
- ・「リース導入」： 定額（リース物件購入価格（税抜き）の3／7（上限））
 - ※ リース期間が4年未満の場合は、リース物件購入価格（税抜き）
×（リース期間（1か月未満切り捨て）／7年間）×0.75が上限
 - ※ リース物件購入価格は、リースに係る全体額からリース諸費用（金利、保険料、消費税等）を除いた額

6 成果目標

必須目標は「事業実施地区内における経営面積の3割又は4ha以上の拡大」です（市町村が認める者も同じ。）。その他の成果目標の基本的な考え方（目標年度は計画承認年度の翌々年度であること等）は、担い手確保・経営強化支援対策と同じです。

リース導入の助成は、農業用機械（耐用年数7年）の購入価格の3/7（**リース料の当初3か年分相当額**）を初年度に支払います。



7 リースの手続き等

事業実施主体は、「リース物件購入価格＋リース諸費用」の低減に向けた取組として、助成対象者が複数のリース事業者の見積書（及びリース事業者の見積書に必要な複数の販売会社の見積書）を徴取するよう指導してください（要望調査時は1社で構いません。）。

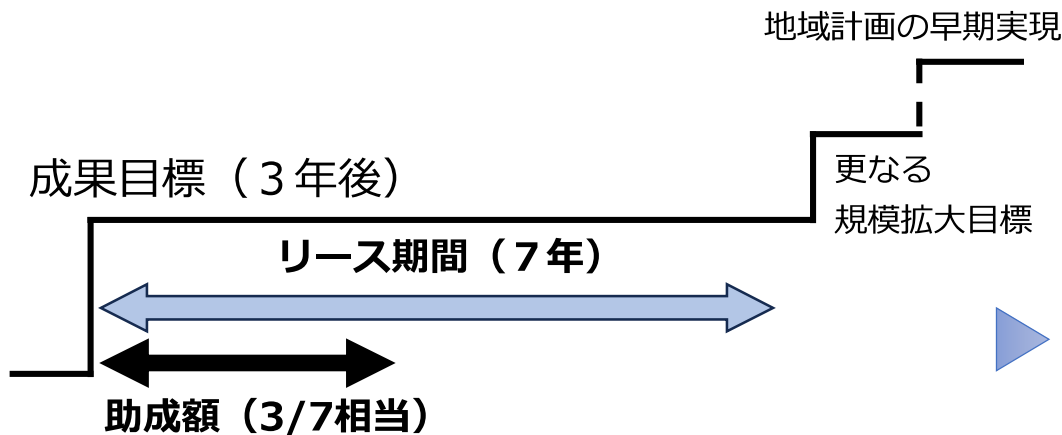
なお、予算配分対象となった場合は見積合わせを行い、「リース物件購入価格＋リース諸費用」が最も安価な見積書を採用し、採用されたリース事業者と助成対象者からリース計画書（参考様式1及び2）の提出を受けてください。

また、リース契約に当たっては、助成対象者の必須目標が達成されない場合に、リース期間の延長等の適切な対応が可能となるよう配慮してください。

- リース助成額は、導入しようとする農業用機械の購入価格の3/7相当額（リース料の当初3か年分）を初年度に定額補助
- 短期間で更なる規模拡大に取り組む場合は、**農業者の負担が軽減**される

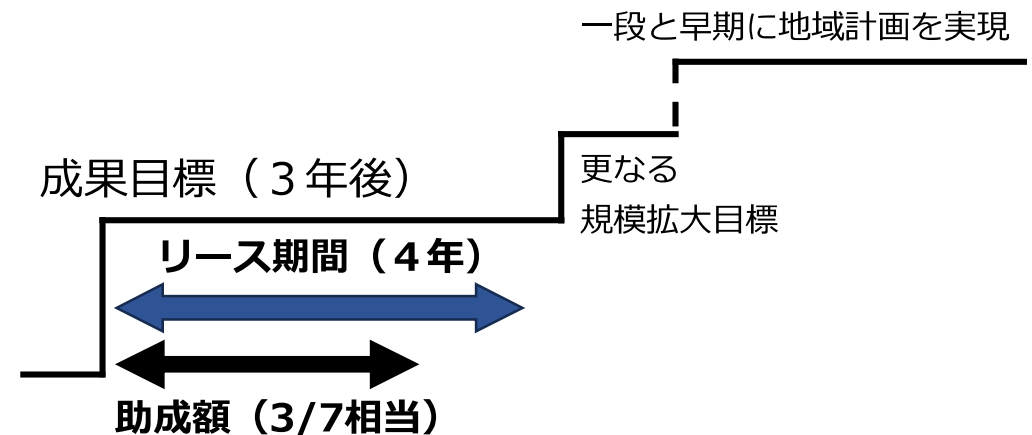
<通常の7年リースの支援>

（リース期間7年）



<短期のリースで更なる規模拡大に取り組む場合>

（リース期間4年）



◆700万円のトラクターをリース導入する場合のモデル例

<リース期間7年：リース料700万円>

(万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	計
助成額	300	-	-	-	-	-	-	300
農家負担	57	57	57	57	57	57	57	400

<リース期間4年：リース料400万円>

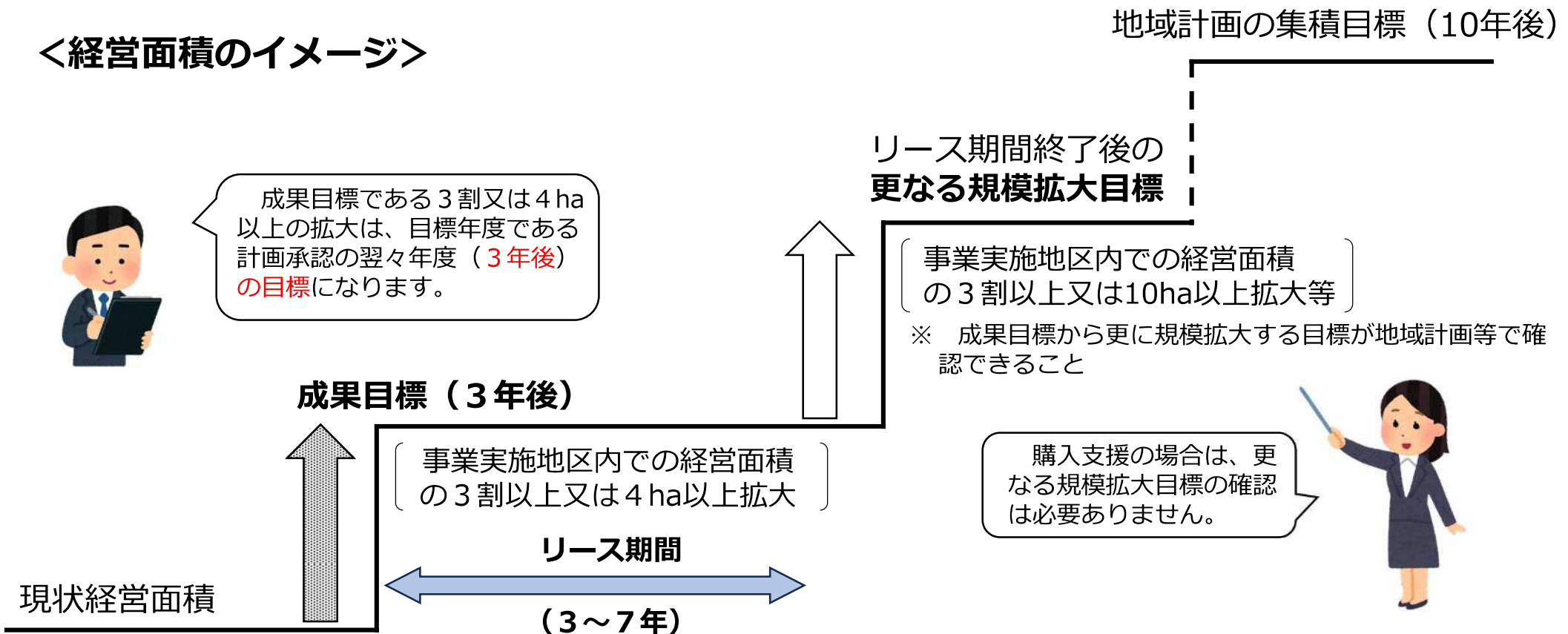
(万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	計
助成額	300	-	-	-	300
農家負担	25	25	25	25	100

※ 農家の年ごとの負担額は、リース事業者との契約によるものであり、表は一例として均等に配分したものの。

- 地域農業構造転換支援対策におけるリースは、地域計画等で将来地域の農地の集積が予定されている農業経営体において、現状から**短期間で規模拡大**を行い、リース期間終了後に**更なる規模拡大に取り組む経営体**を支援する仕組み
- リース導入は農業用機械に限り、**リース期間は3～7年（法定耐用年数）**の間で地域計画の実現に必要な期間を定めることができる

<経営面積のイメージ>



※成果目標が達成されない場合は、リース期間の延長等により取組を継続

Ⅳ 配分基準表等の運用

【付加価値額について】

付加価値額とは、事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された肥料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。具体的には、以下で算出します。

付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費（費用総額に含まれているものに限る。）

- ※ 付加価値額は、助成対象者の農業経営全体の額です。（助成対象者が農業及び農業関連事業以外の事業を行っている場合は、その事業の付加価値額は除きます。）
- ※ 部門や支店で区分経理が行われている場合は、区分経理されている範囲を経営全体として取り扱うことも可能です。
- ※ 家族経営や集落営農組織が法人化し、まだ決算期を迎えていない場合であって経営内容が同一である場合、法人化前の経営の付加価値額で算定します。
- ※ 収入総額には、原則として補助金収入を含みますが、就農準備資金・経営開始資金等は含めません。なお、補助金を収入に含めた場合に適切な目標設定や評価が困難になると事業実施主体が判断する場合は、除外することができます。

＜付加価値額の現状値について＞

- 現状の付加価値額は、令和6年度データで算出しますが、令和6年度データがない場合は、令和5年度データを使うこととなります。その場合、目標年度までが4年間となることから、例えば目標年度の付加価値額の拡大率は、以下で算出します。

拡大率の補正值 = (目標年度の付加価値額 - 令和5年度の付加価値額) ÷ 令和5年度の付加価値額 × 100 × 3/4

- 現状の付加価値額が、収量変動や新型コロナウイルス感染症の影響、自然災害等による影響で大幅に（2割以上）変動していると認められる場合は、補正（農産物価格・収量を標準値に置き換える等）します。
- 令和6年の自然災害による被害（被災証明書により被害が証明できるものに限る。）により、当該被害の額が反映される会計年度の付加価値額が、令和5年度データに基づく現状の付加価値額より大幅に減少すると認められる場合は、減収額等を証する資料等に基づき、減少額の2割を限度に令和5年度データに基づく現状の付加価値額から減じた額とすることができます。

青色申告決算書（損益計算書）からの付加価値額の算出方法（例）（個人の場合）

損 益 計 算 書 (自1月1日 至12月31日)

科目				金額(円)		科目				金額(円)						
収 入 金 額	販 売 金 額		1	14,443,000		作業用衣料費		18	60,000		差 引 金 額 (7-35)		36	9,979,000		
	家事・事業消費		2	60,000		農業共済掛金		19	1,350,000		各 種 引 当 金	繰 戻 額 等	賃倒引当金		37	
	雑 収 入		3	12,300,000		減価償却費		20	3,938,000					38		
	小計(1+2+3)		4	26,803,000		荷造運賃手数料		21	493,000							
	農産物の 棚卸高	期首	5			雇 人 費		22	365,000							
		期末	6			利子割引料		23	33,000					計	40	0
計 (4-5+6)		7	26,803,000		地代・賃借料		24	1,672,000			専従者給与	41	3,760,000			
経 費 金 額						土地改良費		25	83,000		準 備 金 等	繰 入 額 等	賃倒引当金		42	
	租 税 公 課		8	520,000		研修費		26	146,000					43		
	種 苗 費		9	705,000		事務通信費		27	135,000					44		
	素 畜 費		10	0		委託費用		28	654,000					計	45	3,760,000
	肥 料 費		11	2,445,000		固定資産除却額		29	196,000		青色申告特別控除前の 所得金額 (36+40-45)		46	6,219,000		
	飼 料 費		12	0		雑 費		30	600,000		青色申告特別控除額		47	650,000		
	農 具 費		13	134,000		小 計		31	16,823,000		所得金額 (46-47)		48	5,569,000		
	農薬・衛生費		14	122,000		農産物以外 の棚卸高	期首	32	112,000		48のうち、肉用牛について特 例の適用を受ける金額					
	諸 材 料 費		15	380,000			期末	33	81,000							
	修 繕 費		16	1,404,000		経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用		34	30,000							
	動力光熱費		17	1,388,000		計(31+32-33-34)		35	16,824,000							

(A)	収入総額	26,803,000円
(B)	費用総額	16,824,000円
(C)	人件費	365,000円

※ 収入総額に雑収入のうち農業外収入は含めない（補助金収入は含む。）。

付加価値額

$$\begin{aligned} & \mathbf{A - B + C} \\ &= 26,803,000 - 16,824,000 \\ &\quad + 365,000 \\ &= \mathbf{\underline{10,344,000 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

※ 青色申告をしていない場合は、帳簿や伝票等を用いて、青色申告決算書に該当する科目の金額を求め、算出する。

損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費内訳書からの付加価値額の算出方法（例）（法人の場合）

損益計算書

（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
【売上高】		
野菜売上高	96,615,000	
加工品売上高	20,330,000	
売上高合計	116,945,000	
【売上原価】		
当期商品仕入高	5,136,000	
期末商品棚卸高	585,000	
商品売上原価		4,551,000
期首製品棚卸高	1,031,000	
当期製品製造原価	73,644,000	
合計	74,675,000	
期末製品棚卸高	1,223,000	
製品売上原価		73,452,000
売上原価	78,003,000	
売上総利益		38,942,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計	33,886,000	
営業利益		5,056,000
【営業外収益】		
受取利息	500	
受取配当金	1,700	
雑収入（うち補助金）	1,540,000(1,000,000)	
営業外収益合計		1,542,200
【営業外費用】		
雑損失	3,000	
：	：	：
：	：	：

製造原価報告書

（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
【材料費】		
期首材料棚卸高	1,107,600	
材料仕入	28,987,000	
合計	30,094,600	
期末材料棚卸高	1,439,000	
材料費合計		28,655,600
【労務費】		
賃金	12,162,600	
賞与	1,803,000	
法定福利費	2,554,000	
福利厚生費	180,400	
労務費合計	16,700,000	
：	：	：
当期製品製造原価		74,675,000

販売費及び一般管理費内訳書

（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
役員報酬	1,600,000	
給料手当	2,700,000	
賞与	527,000	
法定福利費	831,800	
福利厚生費	343,800	
広告宣伝費	974,000	
：	：	
販売費及び一般管理費合計		33,886,000

(A)	収入総額	117,945,000円
(B)	費用総額	111,889,000円
(C)	人件費	22,702,600円

※ 収入総額には農業外収入は含めない。ただし、補助金収入は収入総額に含めることから、営業外収益に補助金収入が計上されている場合は、収入総額に含める。

付加価値額

$$\begin{aligned}
 & \mathbf{A - B + C} \\
 & = 117,945,000 - 111,889,000 \\
 & \quad + 22,702,600 \\
 & = \mathbf{28,758,600円}
 \end{aligned}$$

Ⅲ 作物、品目、品種区分等の運用

本事業における配分基準表の「新品种の導入」「経営の複合化」「品目転換」の適用に当たっては、下表を踏まえ、次によりご対応願います。

- ・ 新品种の導入（配分基準表③）…助成対象者にとって新しく、地域でありふれていない品種の導入
（例）コシヒカリ単作→コシヒカリ+だて正夢（宮城県新品种）、コシヒカリ単作→コシヒカリ+カリフローレ（カリフラワーの品種） 等
- ・ 経営の複合化（配分基準表④ア）…区分欄の土地利用型作物、園芸作物、畜産を組み合わせた経営
（例）土地利用型作物→土地利用型作物+園芸作物 等
- ・ 品目転換（配分基準表④イ）…品目欄の間の転換
（例）米→野菜、米→麦、野菜→果樹 等

区分	品 目	品 種 例
土地利用型作物	米	コシヒカリ だて正夢
	麦類（小麦、大麦等）	ゆめちから さとのそら はるしずく とちのいぶき
	雑穀（アワ、ヒエ等）	…
	芋類（サツマイモ、ジャガイモ等）	コガネセンガン ベニアズマ キタアカリ
	豆類（大豆、小豆等）	とよまさり フクユタカ
	工芸農作物（なたね、そば等）	…

区分	品 目	品 種 例
（労働集約型作物） 園芸作物	野菜（キャベツ、カリフラワー等）	はるなぎエース カリフローレ
	果樹（りんご、みかん等）	ふじ ジョナゴールド 青島温州
	花き（キク、ユリ等）	精はるまち 精雲
畜産	酪農	…
	繁殖牛	…
	肥育牛	…
	養豚	…
	採卵養鶏	…
	ブロイラー養鶏	…

注1：本表は、経営発展や複合化の推進等を見据えて本事業として区分したものであり、一般的な区分と異なる取扱いもあります。

2：品目や品種等のすべてを網羅したものではありません。ここにはない品目・品種等は、本表から類推して判断してください。

Ⅵ 優先採択について（地域農業構造転換支援対策のみ）

優先採択は以下の要件を満たす地域計画が策定されている地域内で本事業を実施する場合は、助成対象者の事業費全体を優先採択の対象とします。

「地域計画」

- ・（１）地域計画における担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者）への将来の目標集積率が現状以上であって、以下の（ア）又は（イ）を満たすこと。
 - （ア）目標集積率が８割以上
 - （イ）中間又は山間農業地域の場合は以下のa～cのいずれかを満たす（都府県に限る。）
 - a 現状の集積率が５割未満の場合は、目標集積率が６割以上
 - b " ５割以上６割未満の場合は、目標集積率が現状集積率より１０ポイント以上増加
 - c " ６割以上の場合は、目標集積率が６割以上
 - （２）地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の１０年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合が、以下の（ア）又は（イ）を満たすこと。
 - （ア）都市的地域又は平地農業地域の場合は１割未満
 - （イ）中間又は山間農業地域の場合は２割未満
- ※ 農業地域類型は、統計情報の農業地域類型一覧表（令和５年３月２日改訂）の市町村単位としてください。ただし、市町村基本構想を鑑みて地域の実情に即していないと市町村が判断する場合は、農業地域類型における旧市町村を単位とすることができます。その際に、複数類型が存在する場合は、当該地域計画の区域における主たる（面積が一番大きい）地域類型としてください。

４ 将来像が明確化された地域計画（地域農業構造転換支援対策に限る。）

（１）担い手に対する農用地の集積に関する目標

（別紙様式第１号 抜粋）

☐	目標集積率が８割以上 （目標集積率が現状集積率より減少しないこと）				
☐	目標集積率が８割未満 （目標集積率が現状集積率より減少しないこと）	☐	中間農業地域	☐	山間農業地域
		☐	現状集積率が５割未満の場合、目標集積率が６割以上	☐	現状集積率が５割以上６割未満の場合、目標集積率が現状集積率から１０ポイント以上増加
				☐	現状集積率が６割以上の場合、目標集積率が６割以上

- （注） １ 地域計画の目標について、該当する項目の□にチェックを入れること。
 ２ 目標集積率が８割未満の場合は、都府県に限り、該当する項目の□にチェックを入れること。

（２）受け手不在農地の割合

☐	１割未満（都市的地域、平地農業地域）	☐	２割未満（中間農業地域、山間農業地域）
--------------------------	--------------------	--------------------------	---------------------

（注） 該当する項目の□にチェックを入れること。

**R7年7月7日付けで
事業実施要綱を改正し、
「将来像が明確された地域計画」が
優先採択になりましたので、ご注意ください。**



Ⅶ 助成対象者の遵守事項

助成対象者（農業者）は、助成事業の実施に際して、以下の事項を遵守する必要がありますので、予めご承知おきください。

指導時期	指導事項
計画承認前	農作業安全対策を講じること
	経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、支援機関を積極的に活用するよう努めること
	農業版ＢＣＰ（事業継続計画）を策定するよう努めること
	青色申告を実施するよう努めること
	環境負荷低減チェックシートの取組を実施すること
事業着工前	個別経営体調書等の記載事項に即して、適切に機械等の導入等を行うこと
	事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき着工すること ※市町村等交付規則に交付決定前着工の規定がある場合 緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業を実施するときは、交付決定前着工届を提出すること。なお、交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから必要最小限の範囲内で着工し、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知すること。
	機械等の導入に当たっては、中古機械等を含め、一般競争入札、複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費（リース導入の場合は事業費にリース諸費用を加えた額）の低減に向けた取組を行うこと
事業着工後	事業に着工した場合には、着工届を提出すること
	園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等に参加すること（加入期間：通年かつ処分制限期間満了まで）

指導時期	指導事項
事業完了後	事業を完了した場合には、しゅん工届を提出すること
	法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リース導入の場合はリース期間）に準じ処分制限期間を設定すること
	財産管理台帳を備え置くこと
	導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を作成し、整備保存すること
	機械等の管理運営日誌又は利用簿等を少なくとも年に一度提出すること また、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、適切に管理運営すること
達成状況の報告	成果目標の達成状況を青色申告決算書、損益計算書等の根拠資料等を添付して報告すること
	成果目標の報告と併せて、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを証する書類を提出すること
事業終了後	事業終了年度の翌年度から起算して5年間、事業の実施に係る関係書類等（事業実施要綱別記の第6参照）を整理保存すること
	農業共済その他の農業関係の保険へ積極的に加入するように努めること
処分制限期間内	導入等した機械等に係る管理規程や財産管理台帳、管理運営日誌又は利用簿等の管理関係書類を整理保存すること
	導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うときは、あらかじめ事業実施主体へに報告すること
	助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行うこと
	天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに報告すること

注1 「指導時期」は目安として記載したものです。

2 赤字の指導事項は、会計検査院の指摘等を踏まえた特に配慮すべき指導事項です。

令和6年度(補正)の本事業の実施を希望する場合、

- 配分基準表に掲げるポイント項目の適合関係を確認等するため、各項目の内容に該当することを証する書類等（営農計画書等）
- 導入等しようとする機械等の規模等が、適正であることを確認できる書類（導入機械カタログ、営農計画書等）

等をご提示いただくとともに、それら資料に基づき打ち合わせをさせていただく場合もありますので、ご協力方、よろしくお願い致します。

〇〇市においては、ご提出いただいた資料や打合せ内容等を踏まえ、適切な計画であると認められる場合、ご提示いただいた内容で計画を作成し、〇〇県を通じて、国に要望を提出します。

なお、全国の要望額が予算額を上回る場合、農業者の皆様の取組・計画や地区の取組のポイントの高い方から採択されることとなりますので、あらかじめご了承ください。

本事業は、国の補正予算を原資として実施するものです。

速やかな執行が求められており、**採択が決定した場合は、令和7年11月中に機械等導入計画書（担い手確保・経営強化支援計画書個別経営体調書）を取りまとめること**としていますので、あらかじめご了承ください。必要に応じて、資料の準備方よろしくお願い致します。（必要となる資料は、同調書に記入する内容を証する書類等であり、詳細はお問い合わせください。）